

豊島区基本構想・基本計画 (素案)

CONTENTS 目次

基本構想・基本計画の策定の考え方

1. 計画の目的等と計画期間
2. 計画の位置づけと構成

基本構想

1. 理念…………… P7
2. まちづくりの方向性…………… P8
3. 基本構想の実現に向けて…………… P8

基本計画

第 1 編 総論

[第1章] 計画策定の背景

1. 社会の動向…………… P11
2. 豊島区の状況…………… P14

[第2章] 地域経営の方針

1. 「3つの理念と7つのまちづくりの方向性」の実現に向けて… P23
2. 基本戦略の継承と発展…………… P24
3. 「3つの理念」の実現に向けて…………… P25
- 3-1. 誰もがいつでも主役…………… P26
- 3-2. みんながつながる…………… P28
- 3-3. 出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち…………… P30

第 2 編 各論

[第1章] 計画の姿

1. 施策の体系…………… P32
2. 計画事業の位置づけ…………… P34

[第2章] 7つのまちづく りの方向性

1. 地域と共に支えあう安全・安心なまち…………… P36
2. 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち… P46
3. 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち…………… P61
4. 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち…………… P73
5. 活気とにぎわいを生み出す産業と観光のまち…………… P79
6. 共につくる地球にも人にもやさしいまち…………… P85
7. 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち …… P91

[第3章] 未来を見据えた 持続可能な 行財政運営

1. 地域課題を考え抜き、成長し続ける職員と組織…………… P97
2. 持続発展するまちづくりを実現する行財政運営…………… P98
3. 将来を見据えた公共施設等のマネジメント…………… P99
4. デジタル技術を活用した効率的かつ質の高い行政サービス… P100
5. 区民生活を支える双方向の情報コミュニケーション…………… P102
6. 地域の魅力と区民の誇りを高めるシティプロモーション… P103

基本構想・基本計画の 策定の考え方

1. 計画の目的等と計画期間

豊島区は、平成15(2003)年3月に、区政運営の最高指針として「豊島区基本構想」(以下「基本構想」といいます。)を策定(平成27(2015)年3月改定)し、「目指すべき将来像」を掲げました。

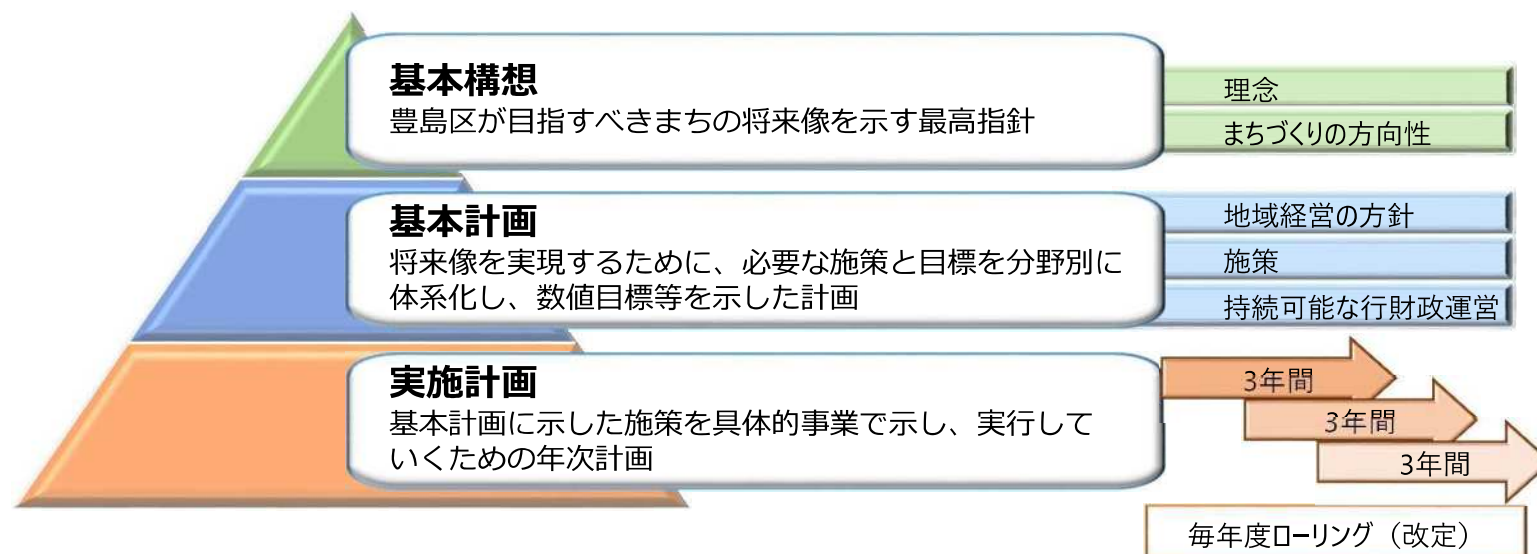
この将来像の実現に向けて、平成28(2016)年、区の最上位計画である「豊島区基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定(令和4(2022)年3月改定)し、必要な施策と取組方針等を分野別に体系化して示し、着実に歩みを進めてきました。

一方、コロナ禍を経て、社会経済状況には大きな変化がありました。人々の価値観やライフスタイルは一層多様化し、デジタル技術は著しく進化しました。地震や豪雨、記録的な猛暑など、区民の生命を脅かす自然災害のリスクもますます増加しています。

社会経済状況の変化が加速する中、基本構想の計画期間をこれまでの四半世紀から10年に、基本計画の計画期間を10年を5年に短縮することにより、区が進むべき方向性を明確にしつつ、区民ニーズを的確に捉え、変化にも柔軟に対応できる区政運営を実現することを目的として、基本構想及び基本計画の見直しを行うものです。



2. 計画の位置づけと構成



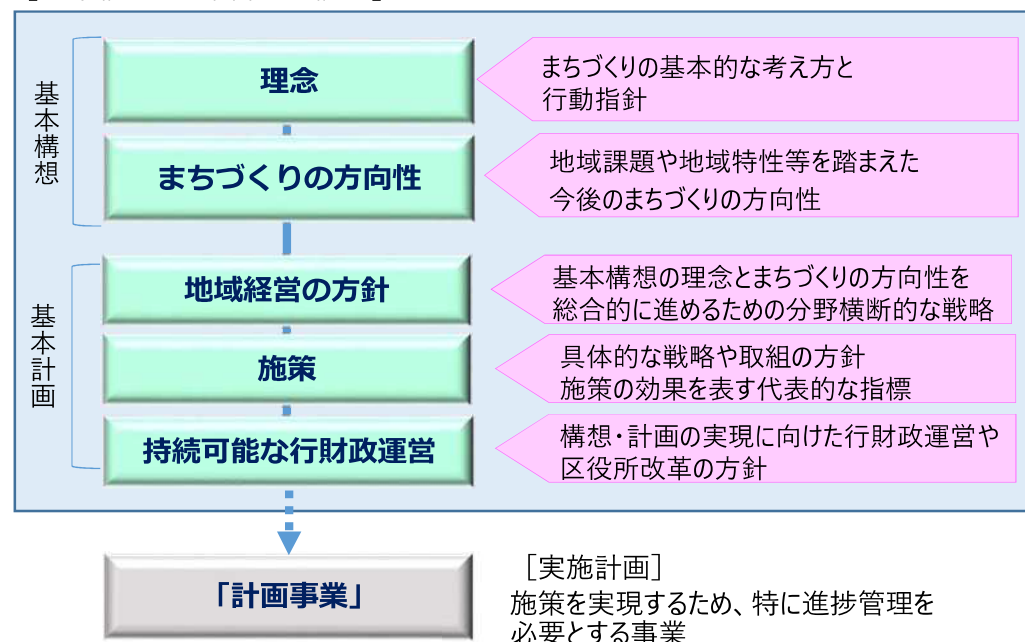
基本構想は、「理念」と「まちづくりの方向性」で構成され、「理念」では、まちづくりの基本的な考え方と行動指針を、「まちづくりの方向性」では、地域特性等を踏まえた方向性を7つの分野で示しています。

基本計画は「総論」と「各論」で構成され、「総論」では、区の現状、社会変化の潮流、人口の推移と予測、財政の状況、地域経営の方針等を示しています。「各論」では、基本構想が示すまちづくりの方向性ごとに、施策を体系的に示すとともに、各施策における取組の目標と方針、行財政運営の方針を示しています。また、施策ごとに効果を表す代表的な指標を設定し、その実効性を確保しています。

そして、基本計画の実施計画を策定します。実施計画は、基本計画が示す取組方針を具体化する主要な手段として、各施策に計画事業を位置づけます。また、施策ごとに設定した指標を活用した行政評価を毎年度実施し、目標の進捗状況を管理するとともに、必要に応じた事業の見直しを行います。

PDCAサイクルにより、施策や計画事業を常にチェックするとともに、事務の改善や事業の再構築に結び付け、時代や区民のニーズを的確に捉えた持続可能な区政運営を実現します。

〔基本構想・基本計画の構成〕



〔実施計画〕
施策を実現するため、特に進捗管理を必要とする事業

豊島区基本構想

1. 理念

目的

第3次基本構想の策定から20年が経過し、この間、地球規模での気候変動をはじめ、我が国では成熟社会としての歩みを進める中、少子高齢化が進展するなど、時代は大きな転換期を迎えています。

豊島区においても、転入転出の動向や世帯構成の変容に加え、将来人口など様々な変化を見極めながら、持続可能なまちを実現しなければなりません。

基本構想は、豊島区が「こうありたい」という将来のまちの姿を描き、その基本となる考え方や方向性を示す最高指針です。これまでの基本構想の精神を引き継ぎながら、時代や区民ニーズの変化を的確に捉えつつ、将来の豊島区を取り巻く環境を見据えた、中長期的なまちづくりの羅針盤です。

ここに掲げる「理念」や「まちづくりの方向性」は、持続可能な都市として豊島区の新時代を切り拓き、未来につながり発展するための、区民や事業者をはじめ区に関わるすべての主体にとっての共通の指針となるものです。

期間

基本構想の期間は、令和7年4月から概ね10年とします。

理念

「理念」とは、基本構想全体を貫く、まちづくりの基本的な考え方や行動指針です。豊島区にかかわるすべての人が共有する「理念」として、以下の3つを掲げます。

1. 誰もがいつでも主役

声なき声にも耳をすませ、誰もが平和を享受し、ジェンダーをはじめ年齢、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況、意見や価値観の違いなどの多様性を認め尊重し合い、区民一人ひとりが幸せを感じ、あらゆるライフステージにおいて健康で自分らしく過ごせるまちを実現します。

2. みんながつながる

誰一人取り残さず、子どもから高齢者まであらゆる人をつなげ地域課題の解決にあたるとともに、地域団体、民間企業、他の地方自治体など多様な主体と協働の輪を広げ、みんなでつくる共創社会や、自律的な好循環が生まれる持続発展するまちを目指します。

3. 出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち

多様な表情を持つ高密都市において先人達が創造してきた地域に息づく文化や歴史を継承しつつ、地域の個性を生かしながら魅力をさらに高めます。

安全・安心でにぎわいあふれる居心地の良い都市空間の中で、未来を担う子どもたちを地域全体で育み、**まち全体に新たな出会いと笑顔があふれる**「住みたい、住み続けたい、訪れたい」**憧れのまち**として、力強く発展し続けます。

2. まちづくりの方向性

[凡例] ○ 背景や地域特性などを包括的に記載したもの
◆ 取組の大きな方向性を包括的に記載したもの

1 地域と共に支えあう安全・安心なまち

- 日本一の高密都市、有数の繁華街を有する本区は、多様な人々が住み、訪れ、行き交います。
- ◆ 地域で安心して生活できるよう、地域コミュニティの活性化をはじめ、災害・治安や住環境などへの対策を、ハード・ソフトの両面から講じ、地域と共に安全・安心なまちづくりを進めます。

2 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

- 消滅可能性都市の脱却から、その先の持続発展するまちの実現には、質の高い子育て環境と子ども・若者目線のまちづくりが必要です。
- ◆ 切れ目ないぬくもりのある支援により、安心して子どもを産み育てられる環境を作るとともに、子ども・若者の権利が尊重され、希望を持って学び、自分らしく成長できる笑顔あふれるまちづくりを進めます。

3 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち

- 高齢化の進展や単身世帯が増加するなか、孤独・孤立対策などのきめ細かな支援や、自ら健康を守り育む環境づくりが求められています。
- ◆ 誰もが心と体の健康が維持された生活を送り、自分らしく歳を重ねることができるとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、本人が望む社会とのつながりや自立生活を支えるまちづくりを進めます。

4 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち

- 地域に息づく祭り・芸能、舞台芸術の継承をはじめ、これまで築いてきた文化を発展させることは、まちに元気と心に潤いをもたらします。
- ◆ 地域の歴史や文化を守り伝え、新たな文化を受け容れ続けるとともに、あらゆる人がより身近に文化を感じ、体験できる環境を整備しつつ、世界とつながるアート・カルチャーが交差するまちづくりを進めます。

5 活気とにぎわいを生み出す産業と観光のまち

- 個性あふれる商店街の活性化や多彩な企業の集積、魅力ある観光資源の発掘と発信は、まちが持続発展するための生命線です。
- ◆ 世界を市場としたスタートアップを生み出すビジネスの成長と変革や、地域経済の持続的な発展を促進するとともに、マンガ・アニメなどの地域資源を生かし国内外の来街者で賑わうまちづくりを進めます。

6 共につくる地球にも人にもやさしいまち

- 高密都市だからこそ、限られた資源を有効に活用し、環境負荷の低減やみどりを守り続ける責任があります。
- ◆ 多様な主体が相互に協力しながら都市のみどりを育み、清潔で美しいまちを創出するとともに、脱炭素地域社会づくりを推進し、良好な環境を次世代へ引き継ぐまちづくりを進めます。

7 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

- 交通結節点の池袋を起点とした、誰もが安心して快適に楽しめるまちづくりが喫緊の課題です。
- ◆ 次世代に誇れる魅力ある都市を創出するとともに、池袋駅を中心に各地域の魅力あるスポットを結び付け、区内全体を回遊性が高く、誰でも安全で歩きやすいまちづくりを進めます。

基本構想の実現に向けて

「めざすべきまち」の実現には、区民の声を受け止め政策を形成するために、考え抜き、力強く最後まで成し遂げることのできる職員と組織が必要です。

これに加え、将来を見通した健全で安定した財政基盤を、事業の再構築を繰り返すとともに、職員定数の適正化、計画的な公共施設の改修などにより盤石とし、持続しなければなりません。

さらには、日々進化するデジタル技術を最大限に活用し区民サービスを向上しつつ、区民と区双方での情報コミュニケーションの強化やまちのブランド力を高める戦略的な情報発信に取り組みます。

また、基本構想を実現するために、豊島区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となる「豊島区基本計画」と、基本計画に示した施策を具体的な事業に結びつけ、実行するための年次計画を策定し、着実に施策や事業を推進します。

豊島区基本計画

第1章

計画策定の背景

第1編 総論

1. 社会の動向

① 人口減少社会、超高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の総人口は平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに、本格的な人口減少社会を迎え、令和38（2056）年には1億人を割り込み、令和52年（2070年）には8,700万人まで減少する見込みです。

高齢者人口は、令和25（2043）年まで増加し続ける見込みとなっており、国民の3人に1人以上が高齢者という時代を迎えます。コロナ禍の収束により以前の水準に戻った外国人人口は、今後も増加することが見込まれています。

日本の総人口の減少や少子高齢化、外国人人口の増加等により自治体の人口構造は徐々に変化していくものと考えられます。

こうした人口構造の変化は、年金や医療、介護などの社会保障をはじめ、雇用や経済活動、コミュニティのあり方など地域社会そのものに大きな影響を及ぼすことになります。

そのため、国は「異次元の少子化対策」として、若い世代や子ども・子育て世代を対象とした支援を推進し、東京都は、多角的な観点から望む人が子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて切れ目のない支援を行う少子化対策を実践しています。

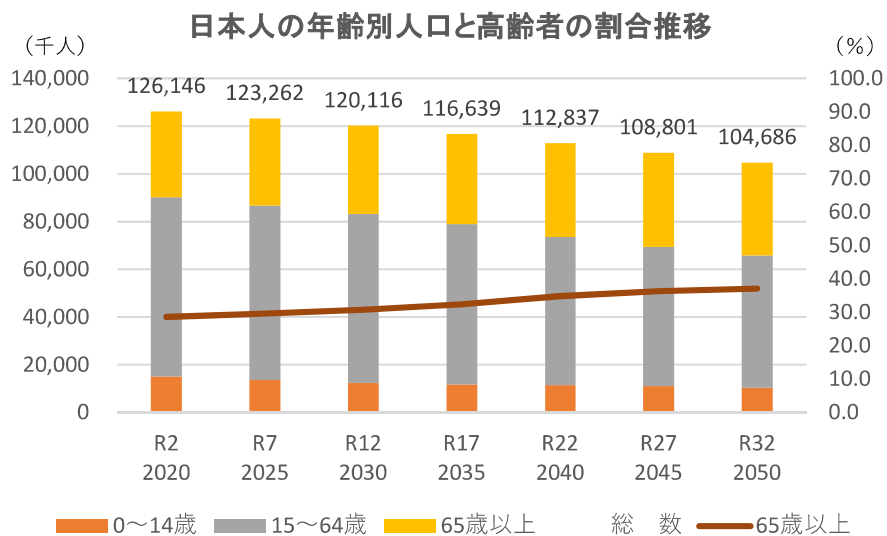
本区においても、持続可能な地域経営を行うため、人口構造の変化に応じたきめ細かな対策が求められています。

② 新型コロナウイルスの影響による社会の変化

令和5（2023）年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、行動制限を行う法的根拠がなくなったことで、地域行事や各種イベントが再開され、地域に以前のにぎわいが戻ってきました。同年の訪日客の旅行消費額は計5兆3,065億円で過去最高を記録し、訪日客数は2,507万人でコロナ禍前2019年の8割に回復しています。

また、コロナ禍を契機として、社会全体のデジタル化が加速するとともに、人々の働き方やライフスタイル、価値観は大きく変化しています。

こうした社会環境の変化が進む一方、コロナ禍で社会参加の機会が減少したことにより、元々社会に内在していた、人と人とのつながりの希薄化、不登校や引きこもりなどの孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。



(グラフ)

・国立社会保障・人口問題研究所

・日本の将来推計人口（令和5年推計公表資料）出生中位・死亡中位推計より作成

③ 大規模災害の動向

令和6（2024）年1月1日、石川県においてマグニチュード7を超える能登半島地震が発生し、多くの住民の命と財産に被害が及びました。建物の多数倒壊や火災の発生などの甚大な被害が発生し、停電や通信途絶、断水に伴うトイレ不足の長期化など、被災地において様々な課題が明らかになりました。

また、近年は台風や豪雨などの風水害が頻発・甚大化しており、多くの人々の暮らしに被害が及んでいます。

こうした中、東京都では、切迫する大規模地震への対策を加速するとともに、激甚化する風水害から都民の命と暮らしを守る対策を強化し、強靱な首都東京を実現するための取組を推進しています。

人や建物、企業などが多く集まる本区においても、いつ起こるか分からない首都直下地震や南海トラフ巨大地震のみならず、頻発する都市型風水害等に対する備えを着実に進めていくことが求められています。

画像など挿入予定

④ 気候変動危機の動向

地球温暖化に起因する気候変動の影響により、世界各地では記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害により多くの生物の命が失われるなど、甚大な被害が生じています。国内においても、台風や集中豪雨、猛暑日等が頻発するなど、人々の日常生活にも影響が及んでおり、今後も風水害や熱中症による被害の拡大が見込まれています。

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた世界全体の取組が進む中、日本は令和12（2030）年度にCO2排出量を平成25（2013）年度比マイナス46%、令和32（2050）年には温室効果ガス排出ゼロにする、カーボンニュートラルを目標として掲げ、社会全体で脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させています。

東京都においても、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成12（2000）年度比マイナス50%の「カーボンハーフ」を表明し、達成に向けた取組を強化しています。

SDGs未来都市である本区においても、脱炭素社会の実現に向けた取組をこれまで以上に加速させていく必要があります。

画像など挿入予定

⑤ 多様性の尊重

日本では、在留外国人が、令和5年末時点で過去最多の340万人を超えるなど、増加・多国籍化が進んでいます。総務省の「地域における多文化共生推進プラン」（令和2（2020）年度）によれば、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築していく方向性が示されています。

また、社会においては、ジェンダー平等の実現や、人・国の不平等をなくすことを目標に掲げたSDGsの理念の浸透が進み、様々なバックグラウンドを持った人々が、それぞれの違いを認め、個性や人権を尊重する機運が高まっています。

外国人住民が多く、日本人の人口流動性が高い本区においては、多様な人々が相互の違いや文化を理解・尊重し、地域の中で自分らしく住み続けることができる社会を実現することが求められています。

画像など挿入予定

⑥ DX（デジタル・トランスフォーメーション）

DXとは、デジタルの力を活用し、企業・自治体・その他の組織体が業務・組織のあり方やサービスの提供方法などを変革することで、よりよい社会を目指そうという考え方です。

近年、AI（人工知能）が、これまで人間が優位性を発揮してきた創造的な活動の領域で用いられ、新たな利便性や付加価値を生む可能性も期待されているなど、社会全体におけるDXは一層加速しています。

人口減少によって人材不足が深刻化するなど、経営資源が制約される中で、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、デジタル技術を活用し、行政サービスのあり方を大きく変えることが期待されています。

このような中、国は日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁を中心に、社会全体のデジタル化を推進しています。また東京都においては、行政と民間が協働して革新的なサービスを生み出す新たなプラットフォームとして「GovTech 東京」を設立し、東京全体のDXを推進しており、国や東京都、企業等と効果的な連携を図ったうえで、行政サービスの生産性や利便性を高めていく必要があります。

画像など挿入予定

2. 豊島区の状況(1)人口動向

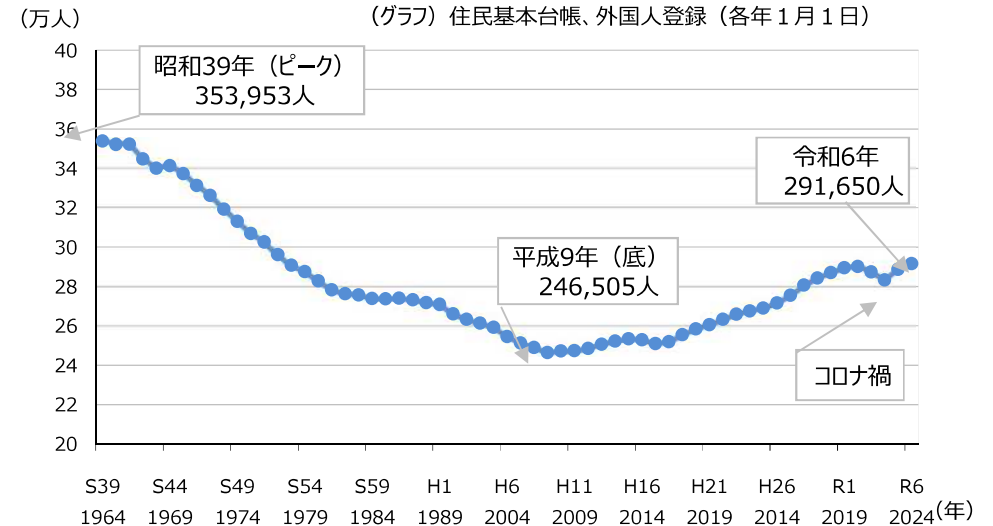
① 人口の推移

豊島区の総人口の推移をみると、最も人口が多かったのは昭和39(1964)年の353,953人です。その後は、人口や経済機能の東京への一極集中が進行し、都心部の地価が急騰する中で、人々が住宅を郊外に求めた結果、都心部の人口は減少し、豊島区においても平成9(1997)年に246,505人まで落ち込みました。

しかしながら、バブル崩壊による地価下落等により、人々は都心部に住宅を求めるようになり、その動きにあわせた分譲マンションの大量供給が、いわゆる都心回帰を促し、豊島区の人口も増加に転じることとなりました。

コロナ禍の影響から、流入人口や外国人人口が大幅に減少したことなどにより一時的に人口が減少に転じましたが、現在はコロナ禍前の水準にまで回復し、人口の増加が続いています。

豊島区の人口の推移



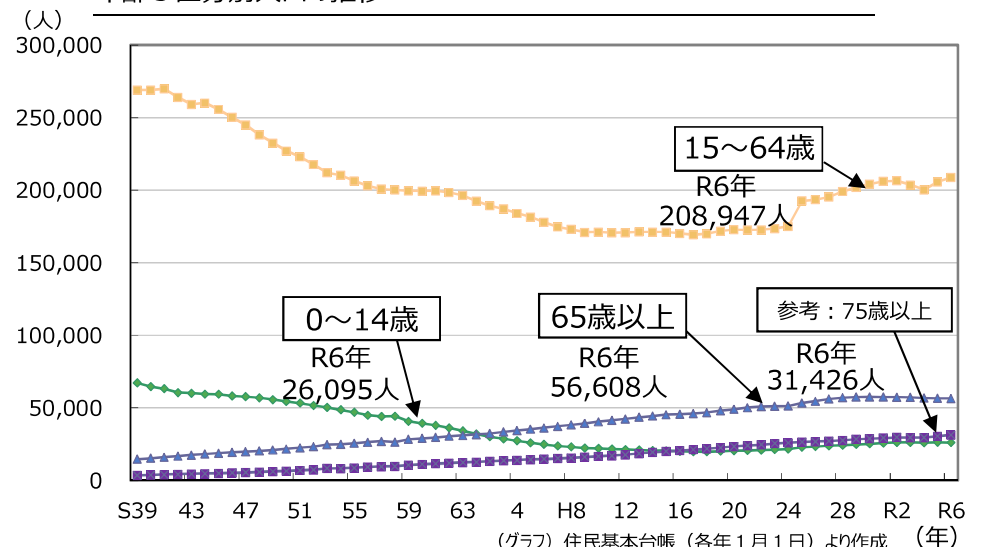
② 少子高齢化の進行

昭和39(1964)年以降における年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は平成18(2006)年、生産年齢人口(15~64歳)は平成17(2005)年を底に約40年続いた下落傾向を脱しました。

一方で、老年人口(65歳以上)は一貫して右肩上がりであり、令和6(2024)年1月1日現在には56,608人、全人口に占める割合は19.4%となっています。

平成元(1989)年を転換点として老年人口が年少人口を上回るようになり、少子高齢化が進行しています。また、後期高齢者人口(75歳以上)も増加傾向となっており、今後、医療や介護を必要とする区民の増加が見込まれています。

年齢3区分別人口の推移



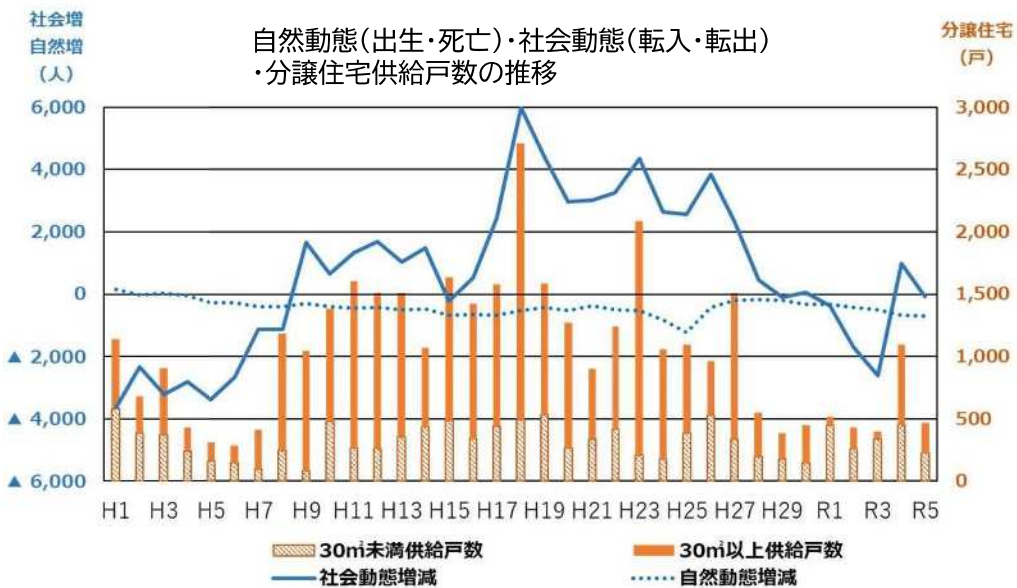
(注) 住民基本台帳法の改正 (平成24 (2012) 年) により、平成25 (2013) 年から住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

③ 人口動態の推移

自然動態は、平成4(1992)年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続き、令和6(2024)年中では、死亡数が703人上回っています。

また、社会動態は、平成9(1997)年以降、ほぼ転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いていましたが、平成29(2017)年以降は均衡し、コロナ禍の影響等により、社会減の傾向を示しています。

豊島区の近年の人口増加は、大規模住宅開発に伴う社会増と国外からの入国者(外国人人口の増加)による影響が大きいものと考えられます。

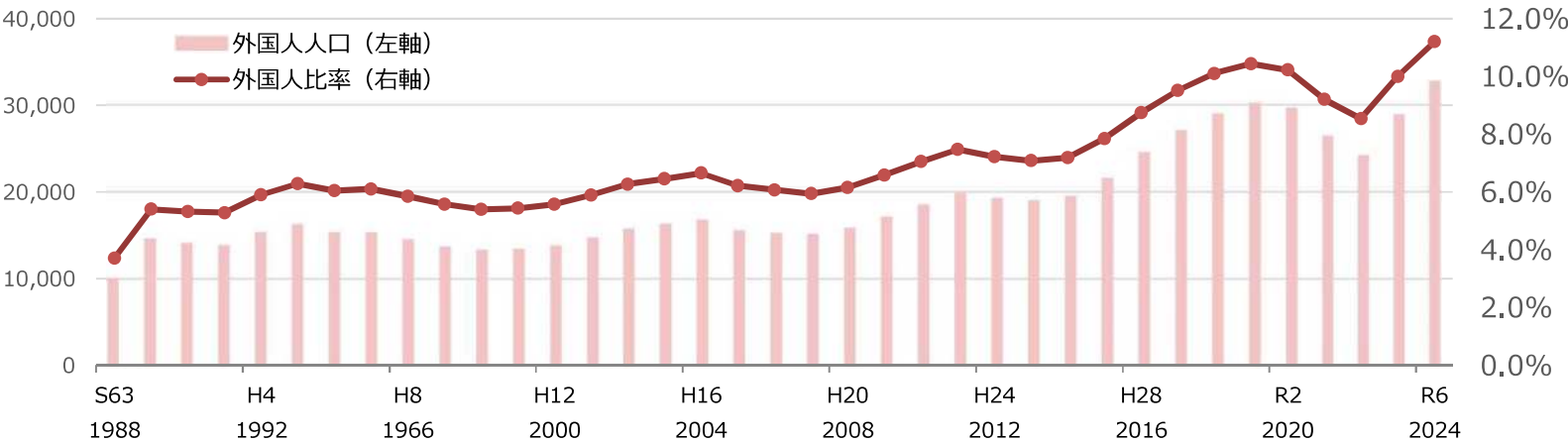


④ 外国人人口の推移

令和6(2024)年1月現在の外国人人口は32,732人、総人口に占める比率は11.2%となっています。留学の在留審査の厳格化やコロナ禍等による一時的な減少の時期はありましたが、長期的には増加傾向が続いています。また、在留資格のうち一番多いのは「留学」で約34%となっており、区内に大学や専門学校が多く所在する影響が大きいものと考えられます。

外国人人口の推移

(グラフ) 外国人登録、住民基本台帳(各年1月1日)より作成



		外国人人口	外国人比率
S63	1988	10,086人	3.7%
H4	1992	15,431人	5.9%
H8	1996	14,578人	5.9%
H12	2000	13,845人	5.6%
H16	2004	16,833人	6.7%
H20	2008	15,913人	6.2%
H24	2012	19,324人	7.2%
H28	2016	24,540人	8.7%
R2	2020	29,672人	10.2%
R6	2024	32,732人	11.2%

2. 豊島区の状況(1)人口動向

⑤ 単身世帯の増加

豊島区の世帯数は、増加傾向となっていますが、その大きな要因は単身世帯の増加によるものです。また、ファミリー世帯は減少を続けていましたが、平成22(2010)年に増加に転じて以降、増え続けています。

なお、23区の中で比較すると単身世帯の割合は、新宿区、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は、新宿区、渋谷区、中野区に次いで低くなっています。

⑥ 出生数と合計特殊出生率の推移

豊島区の出生数は、平成25(2013)年以降2千人を超えていましたが、平成31(2019)年以降はコロナ禍の影響等により減少傾向を示し、令和4(2022)年には1,854人となっています。

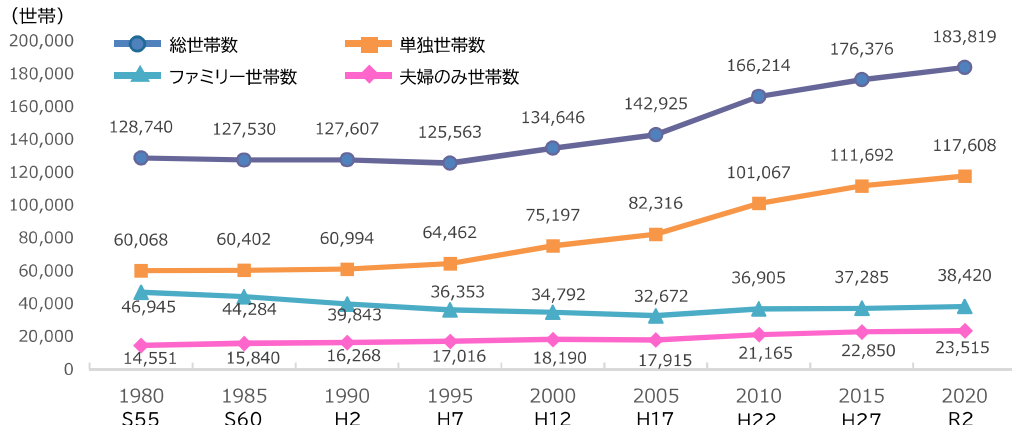
豊島区の合計特殊出生率は、全国や東京都と比較しても低く、23区の中なかでも下位となっています。近年増加傾向を示していましたが、平成30(2018)年には減少に転じ、1を下回っています。

出生数の推移

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1,525	1,458	1,516	1,466	1,441	1,463	1,551	1,654	1,654
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1,776	1,797	1,864	1,914	2,025	2,055	2,045	2,073	2,109
H30	R1	R2	R3	R4				
2,009	1,936	1,842	1,855	1,854				

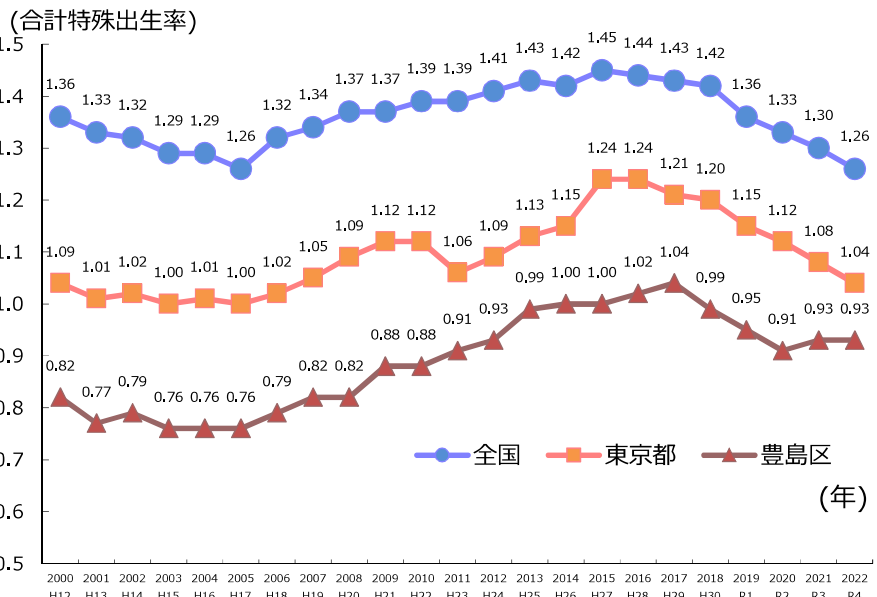
世帯数の推移

(グラフ)国勢調査(総務省)より作成



合計特殊出生数の推移

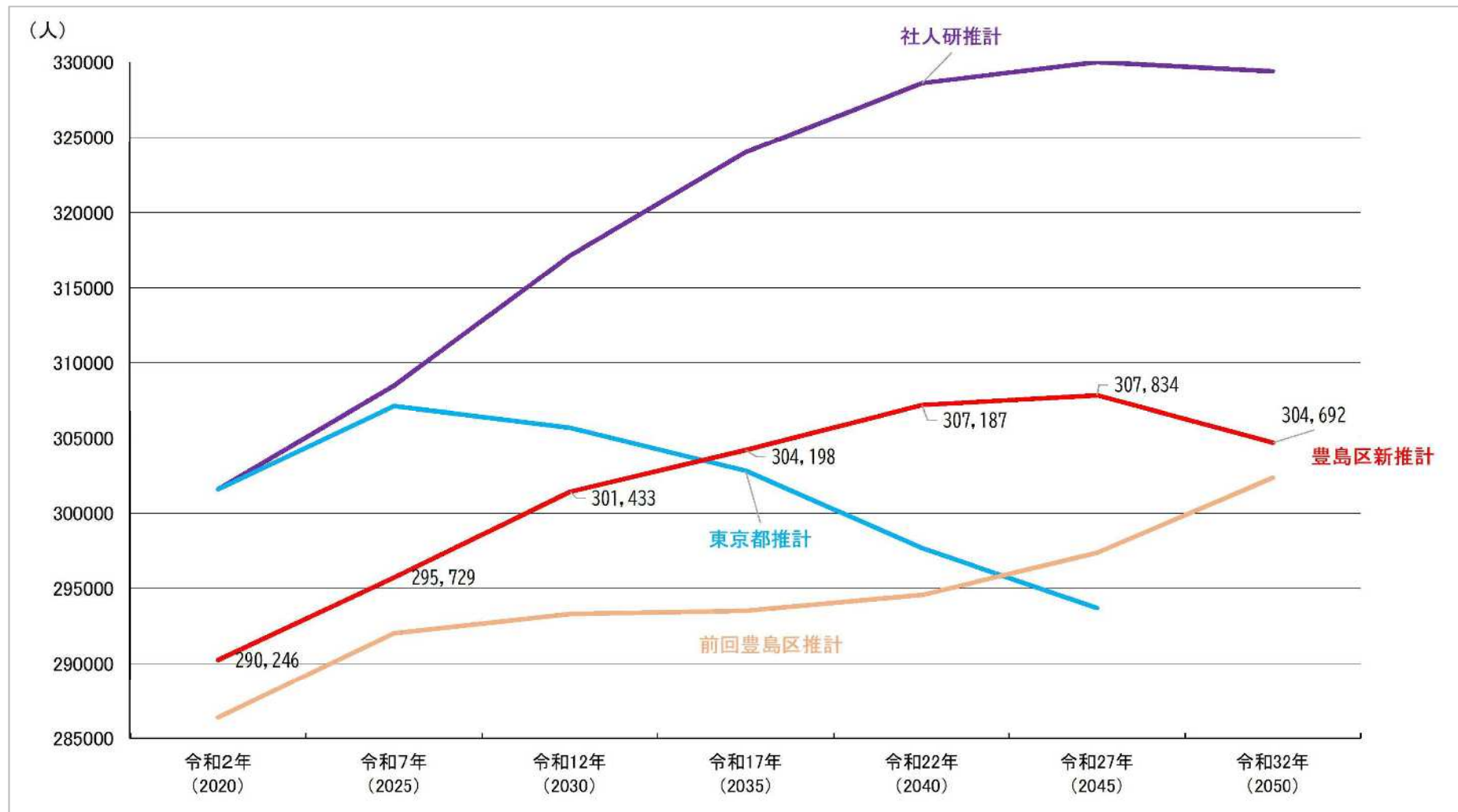
合計特殊出生率順位 (令和4年、23区)



	区	合計特殊出生率
1	中央区	1.31
2	港区	1.21
3	千代田区	1.18
4	荒川区	1.17
5	江戸川区	1.15
6	葛飾区	1.13
7	江東区	1.11
8	品川区	1.11
9	文京区	1.11
10	北区	1.06
11	足立区	1.06
12	大田区	1.04
13	練馬区	1.04
14	墨田区	1.00
15	目黒区	1.00
16	台東区	0.99
17	渋谷区	0.99
18	世田谷区	0.98
19	杉並区	0.95
20	豊島区	0.93
21	新宿区	0.93
22	中野区	0.92
23	板橋区	0.92

(グラフ)厚生労働省「令和4年(2022人口動態統計(確定数)の概況」
東京都福祉保健局「人口動態統計年報(確定数) 令和4年」、東京都福祉保健局「人口動態統計年報(確定数) 令和5年」より作成

2. 豊島区の状況(2)豊島区の将来人口



※令和7年1月現在の人口動向を踏まえ、再推計を行う予定

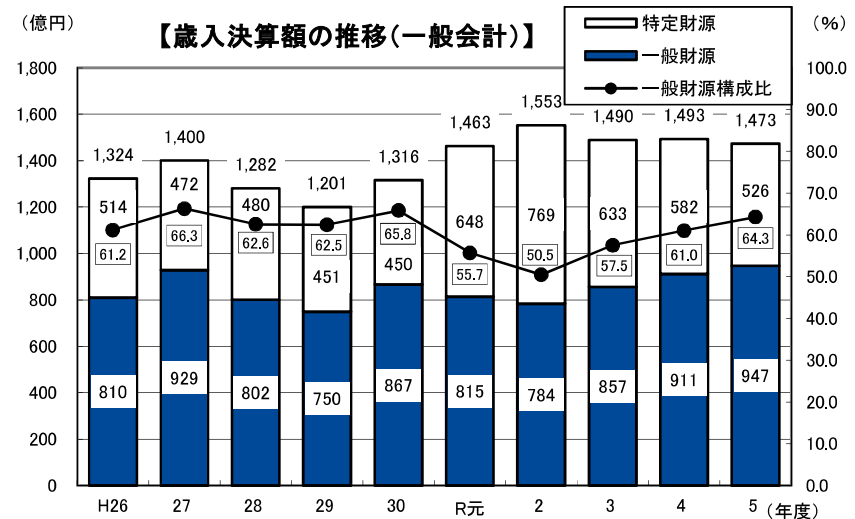
2. 豊島区の状況(3)財政の状況

(1)歳入の動向 ～堅調な一般財源歳入～

歳入決算総額は、年度によって増減があるものの、10年前と比較すると増加傾向にあります。歳入は、大きく一般財源と特定財源に分けられ、直近5年間では一般財源歳入が堅調に推移しています。

使途が制約されず、どのような経費にも使用しうる歳入が一般財源であり、行政需要に円滑に対応する財政運営のためには歳入に占める一般財源の割合ができるだけ大きいことが望ましいとされています。

一般財源のうち、特別区税と特別区財政調整交付金の2大財源が大半を占めており、ともに近年は増加傾向を示しています。2大財源は景気変動の影響を受けやすく、国の制度変更も行われることから、今後の動向を注視する必要があります。

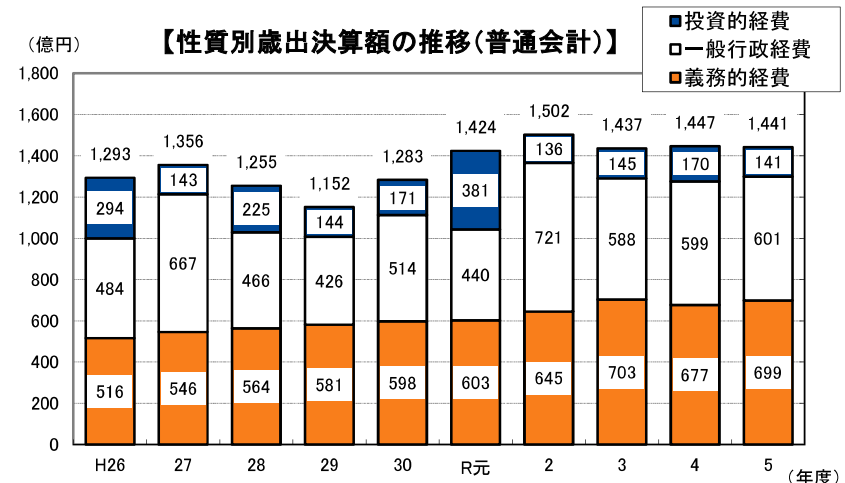


(2)歳出の動向 ～右肩上がりの義務的経費～

投資的経費は、年度によって事業量が大きく変わるため、決算額も激しく変動します。また、一般行政経費も、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策などの臨時的な需要により、変動する経費です。

一方で、義務的経費はほぼ一貫して増加傾向にあります。

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費は、今後も増加傾向が続くことが予測されます。義務的経費の増大は、財政の硬直化に直接つながるため、今後の推移に注意が必要です。



(3)特別区債と基金残高

①特別区債

公共施設の改築・改修や市街地再開発事業など、長期にわたり、多くの区民が利用する投資事業を進めるため、特別区債を計画的に活用しています。

現役世代と将来世代との負担の均衡を図る機能と財政収入の年度間調整を図る機能を持つ特別区債ですが、無計画に発行すると義務的経費である公債費が増大し、財政破綻してしまいます。

将来見込まれる、公共施設の改築・改修事業などに必要な財源を的確に把握し、基金計画を踏まえ、計画的に特別区債を活用することが重要です。

②基金

一般会計では、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金のほか、特定の目的に充てるための基金を合わせて、17の基金を設置しています。

特別区は、景気の変動の影響を受けやすい財政構造をしているため、急激な景気悪化に備え、財政調整基金残高を標準財政規模の2割以上確保することを目標としています。

義務教育施設整備基金や公共施設再構築基金などの特定目的基金は、それぞれの目的に応じて、今後10年間に必要な金額を積算し、残高が枯渇しないように管理しています。

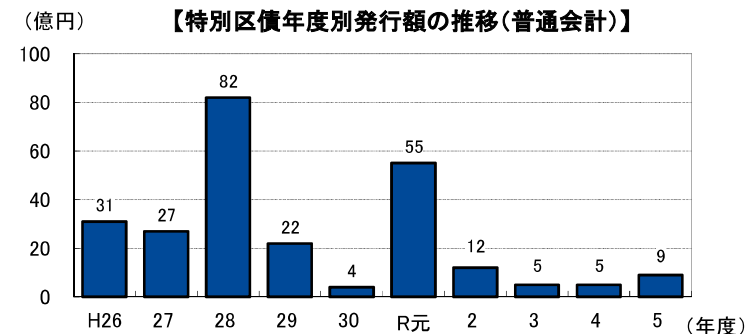
③中長期的視点に立った計画的財政運営

多額の経費がかかる投資事業を実施するには、財政への影響を平準化するため、特別区債や基金を活用する必要があります。留意が必要なのは、特別区債を活用すると、義務的経費である公債費が増え、基金を活用すると残高が減り、将来需要に対応できなくなる恐れがあることです。

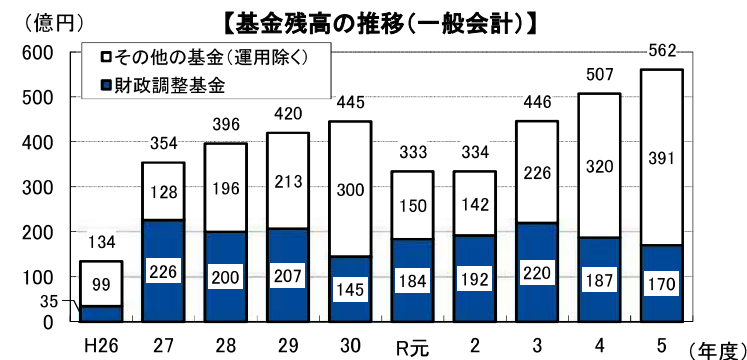
かつて、利率が高い時代に特別区債を発行したため、返済すべき公債費が増え、財政破綻寸前の状況となっていました。

金利が上昇局面を迎え、工事費も高騰を続ける中、かつての財政破綻寸前の状況に再び陥らぬよう、中長期的な視点に立った計画的な財政運営がこれまで以上に求められています。

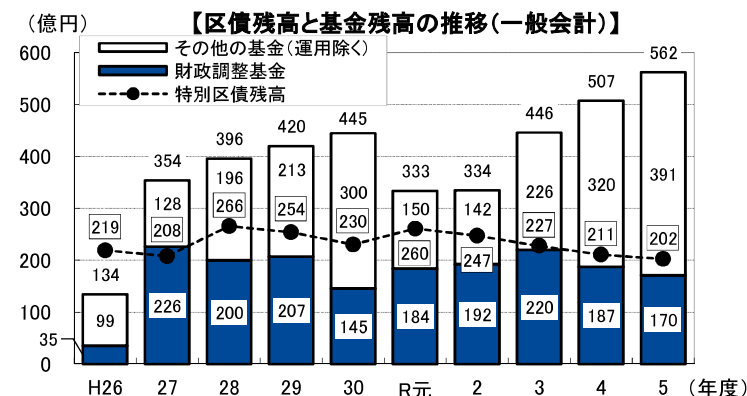
【特別区債年度別発行額の推移(普通会計)】



【基金残高の推移(一般会計)】

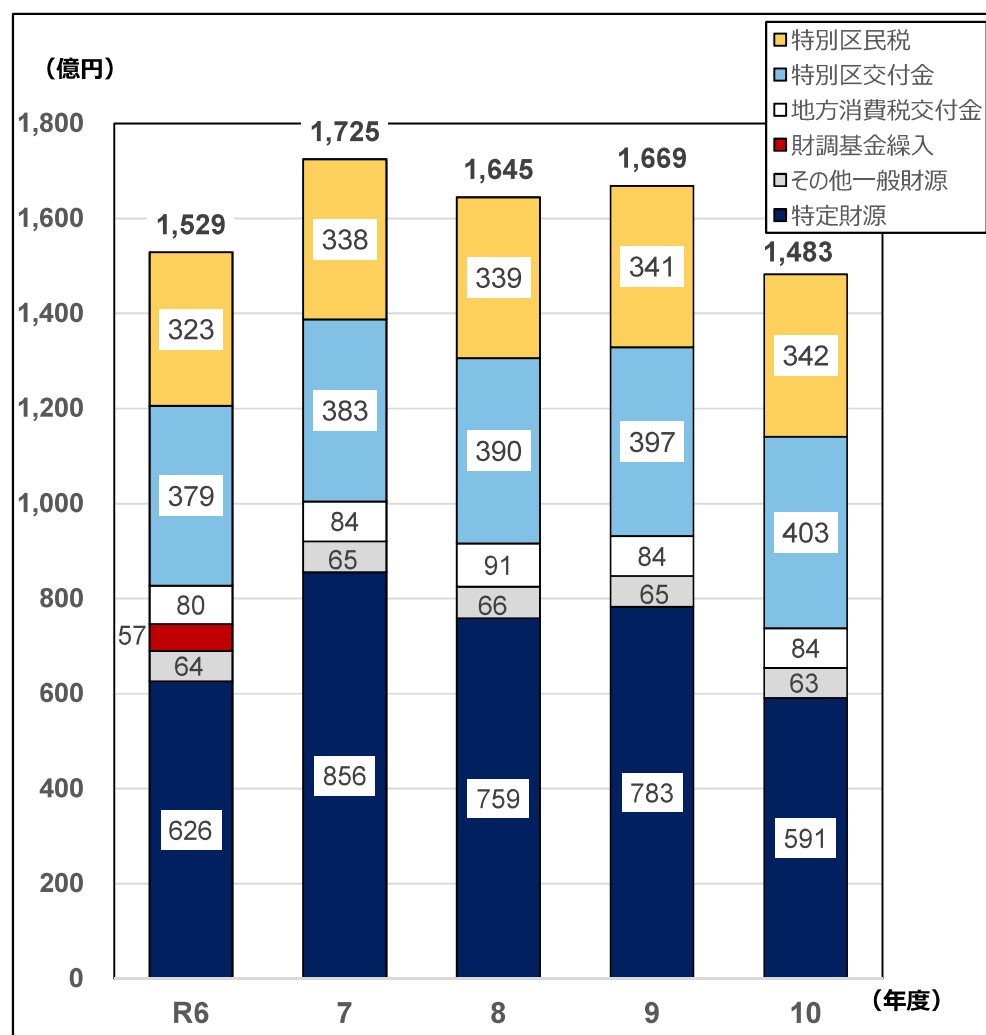


【区債残高と基金残高の推移(一般会計)】

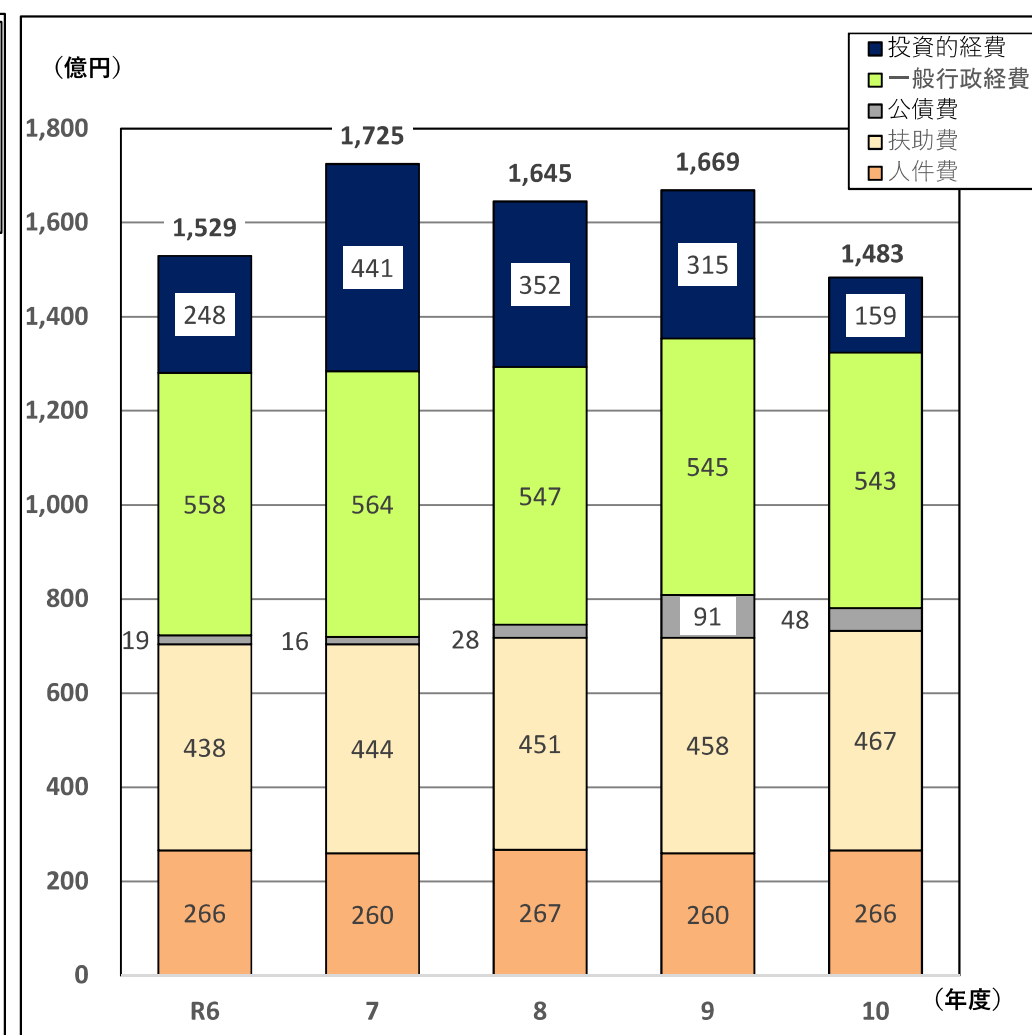


(4)今後5年間の財政見通し－①歳入・歳出予算の見通し

【歳入の見通し】



【歳出の見通し】

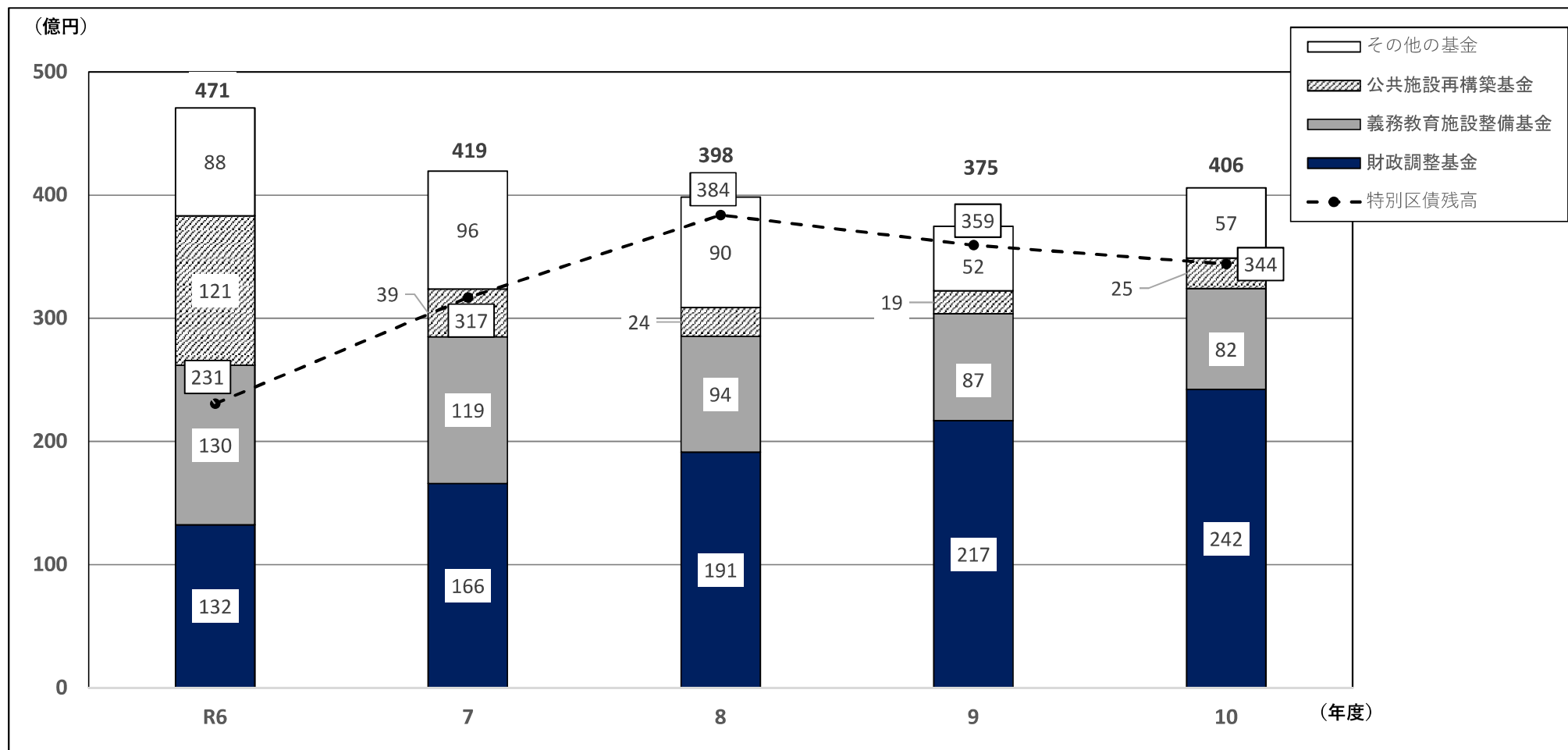


※令和6年度は当初予算、7年度以降は見通し

※令和7年度当初予算案の確定後、差替予定

(4)今後5年間の財政見通し－②特別区債と基金

【区債残高と基金残高の見通し】



※令和7年度当初予算案の確定後、差替予定

第 2 章

地域経営の方針

1. 「3つの理念と7つのまちづくりの方向性」の実現に向けて

区は、基本構想に掲げる「理念」と「まちづくりの方向性」の実現に向けて、区民目線での行政運営を計画的・戦略的に推進します。

区には、基礎自治体として区民の生命・生活を守る責務があります。

強靱で「安全・安心」なまちを基盤とし、ハード・ソフトの両面から区民の生命を最優先で守るとともに、区民生活の基礎となる「子ども・若者支援、教育、福祉、健康」などの政策を展開し、未来を担う子ども・若者が自分らしく笑顔で育ち、あらゆる区民が健康で、地域において共に暮らせる生活を支えます。

また、区の個性を強く形成する「文化」を基軸としたまちづくりを継承・発展させ、豊かな心と活発な交流を育むとともに、「産業・観光」政策により、区で働く人、区を訪れる人を含め、活気とにぎわいのあふれるまちを創造します。

さらに、人と地球環境にやさしい「環境」「都市再生」政策を展開し、良好な都市環境を次世代へ引き継ぐとともに、都市としての魅力や価値を高めていきます。

それぞれのまちづくりの方向性における施策の実行にあたっては、本章において掲げる3つの理念の実現に資する行動と、区民目線での分野横断的な対応を強く意識し、「誰もがいつでも主役」の、「みんながつながる」、「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」を目指します。



2. 基本戦略の継承と発展

2014年～2021年 消滅可能性都市指摘

都市像

福祉や子育て、教育、安全・安心のまちづくりなどを基礎としたうえで、多様な文化を享受し合い、人や文化が交わることにより新たな価値を生み出し、世界中の人々を魅了し続けるにぎわいあふれる“ひと”が中心の誰もが主役になれるまちの姿を「国際アート・カルチャー都市」として位置付けています。

① 若年人口増・財政健全化

「子どもと女性にやさしいまちづくり」を始めとする対策によって人口の増加が続き、人口戦略会議による若年女性人口の予測は大幅に改善、納税人口増加による税制の健全化を実現しました(消滅可能性都市からの脱却)。

② 文化の力で価値あるまちに

東アジア文化都市や東京2020大会に向けた戦略展開を始めとする「文化を基軸としたまちづくり」でまちの価値や区民参加の機運は飛躍的に高まり、本区の政策風土として息づきました。

様々な都市ランキングでも上位に入り、注目され選ばれるまちとなりました。

③ 都内初SDGsダブル選定

財政破綻の危機や消滅可能性都市の指摘に対する持続可能なまちづくりが評価され、都内初のSDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業ダブル選定されました。

本区の取組が全国自治体のモデルとまできました。

取組による主な成果

2022年～2024年 SDGs未来都市として飛躍

理念の継承 次なるステップへ

「文化を基軸としたまちづくり」や「経済・社会・環境の好循環を目指すSDGsの実現」を、すべての政策形成において意識してきた結果、組織風土として醸成され、事業展開に息づき、まちの価値や魅力は飛躍的に高まりました。

一方で、複雑多様化した将来の区民ニーズや社会の変化、人口構造の変化に柔軟かつ的確に対応していくためには、行政サービスの受け手である区民目線をさらに重視するとともに、分野や組織にとらわれない横断的な対応の必要性がますます高まっています。

2025年～2029年 持続発展都市の新たなステージへ

“ひと”が中心のまちづくりを始めとして、これまでの戦略の基本的な方向性を継承しつつ、3つの理念と7つのまちづくりの方向性の実現に向け、区民の声を積極的に把握することを重視し、区民目線で発展させます。こうした取組により、区民の心と体、地域社会にとって健康な状態が続くウェルビーイングな持続発展都市を目指します。

1 将来人口を見通した対策の推進

消滅可能性都市脱却を支えた若年層などの人口増やSDGsに資する取組は、基本構想の方針や最新のトレンドを踏まえ、再構築します。

今後はさらに、国や本区の将来人口構成を視野に入れ、少子化や高齢化などへのよりきめ細かな対策を講じることで、「住みたい、住み続けたい」持続可能なまちづくりを進めます。

2 分野横断的な総合力の強化

全体をけん引してきた「文化」を軸の一つに据えるとともに、総合力重視に移行します。

今後は「7つのまちづくりの方向性」のすべてを軸として、分野横断的な連携による相乗効果を発揮することで、さらに「誰もが主役になれる」まちづくりを進めます。

3 区民目線での情報発信と政策推進

基本計画として将来のまちの姿や区政方針を端的に示すことにより、区政を区民と共有する絶好の機会とします。

今後は誰にとっても分かりやすい将来のまちの姿を積極的に発信・共有し、「みんながつながる」協働・共創のまちづくりを進めます。

3. 「3つの理念」の実現に向けて

基本
構想

3つの理念

「7つのまちづくり」のすべてに共通する
基本的な考え方や行動指針

3-1 誰もがいつでも主役

- (1) 平和と人権の尊重された社会の実現
- (2) ジェンダー平等の推進
- (3) 外国人も地域で輝く「多文化共生」の推進

3-2 みんながつながる

- (1) 参画・協働・共創の重要性
- (2) 参画の推進と情報共有
- (3) 多様な主体による協働の推進
- (4) 共創の推進による持続可能な社会の構築

3-3 出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち

全ての分野で共通する考え方・指針

7つのまちづくり

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

活気にぎわいを
生みだす
産業と観光のまち

子育てしやすく、
子ども・若者が
自分らしく
成長できるまち

共につくる
地球にも人にも
やさしいまち

生涯にわたり健
康で、地域で共
に暮らせる福祉
のまち

誰もが居心地の
良い歩きたくなる
まち

豊かな心と
活発な交流を
育む多彩な
文化のまち